

加古川市中小企業魅力発信支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市内に主たる事業所を有する中小企業及び地場産業の振興を目的とする連携体（以下「市内事業者等」という。）の販路拡大や新規市場開拓の促進により、事業者の経営安定と健全な発展を図るものである。国内で開催される見本市、展示会等（以下「展示会」という。）に自社製品・サービス等を出展する市内事業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) 主たる事業所 本店もしくは本社機能を有する事業所又は出展する製品・サービス等の生産拠点等
- (2) 本社機能 地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条第1号イからチまでに掲げる部門が担う機能、同条第2号に規定する研究所が担う研究開発の機能又は同条第3号に規定する研修所が担う人材育成の機能
- (3) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条に基づく法人又は個人で、かつ従業員規模300人以下又は資本金規模3億円以下のもの
- (4) 連携体 地場産業の振興を目的として設立された次に掲げる団体
 - ア 兵庫県靴下工業組合
 - イ 国包建具保存会
- (5) 自社製品・サービス等 市内事業者等が生産・サービス、共同開発・共同実施、部品提供、その他製造・サービス開発に関わるもの

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、範囲、申請、補助率及び上限額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助申請者は、規則第5条に規定する補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 2 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に別表第2に定めるものを添えて市長に提出しなければならない。
- 3 交付対象者の決定時に展示会への出展申込みが完了していないものにあつては、申込み後、直ちに市長にその写しを提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、当該申請に係る書類等を審査し、補助金等の交付の可否を決定するものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業の実績報告をしようとする者は、補助事業実績報告書に別表第3に定めるものを添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告は補助事業完了後1ヶ月以内とする

(消費税等仕入控除税額の報告等)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第1号)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

【別表第1】(第3条関係)

補助金の種類	事業費補助	
補助金の範囲	対象となる者	市税を滞納していない市内事業者等であって、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に定めるもののうち、次に掲げる分類に属する事業を行う者 ・大分類D(建設業) ・大分類E(製造業) ・大分類G(情報通信業)のうち、中分類39(情報サービス業)
	対象となる事業	次に掲げるすべての要件を満たす国内で開催される全国規模の展示会への出展事業 ・小間数100小間以上の規模であること ・自社製品・サービス等を出展するもの

		<ul style="list-style-type: none"> ・物産展など即売を目的とするものでないこと ・自ら主体となって出展するもの ・会期が申請した年度の3月31日までに終了すること ・対象経費の合計が50千円以上であること 	
	対象となる経費	<p style="text-align: center;">【対象となる経費】</p> 交付決定日以降に要した以下に掲げる経費で、当該年度中に支払いがあるもの（消費税は除く） <ul style="list-style-type: none"> ・出展・小間料の名目で主催者が一般的に徴収する経費 ・会場の装飾費、工事費、備品類の使用料、光熱費で会場の設営に要する経費 ・パンフレット類の印刷費（ただし、本事業用に新たに作成する場合に限る） ・出展物の運搬費 	<p style="text-align: center;">【対象外となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込手数料、代引手数料 ・パンフレット類の印刷を自ら行った場合の紙・インク代等の諸経費 ・人件費 ・旅費
	対象となる経費の例外	補助事業が、国・県など公的機関や支援機関等からの助成金・補助金の交付を受ける又は受ける予定の場合は、当該助成金・補助金額を減じた経費を補助対象経費とする	
補助金の申請	申請	補助の対象となる者が同一年度内に申請できる事業は1事業のみ	
	申請の例外	前年度 加古川市中小企業魅力発信支援補助金交付要綱において補助金の交付を受けた者は、申請することができない	
補助率及び補助金の額	補助率	補助対象経費の1/2以内	
	補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・上限 150 千円 ・千円未満は切り捨て 	

【別表第2】（第4条関係）

申請書添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支予算書 ・展示会の内容が分かる開催要領やパンフレット等 （既に出展申込済の場合は、出展申込書の写しも添付のこと。） ・会社案内と出展する自らの製品・技術の内容が把握できるパンフレット等 ・国、県など公的機関や支援機関等からの助成金・補助金の交付を受ける又は受ける予定の場合は、その交付決定書又は交付を受ける予定の助成金・補助金の概要が分かる書類 ・誓約書 ・市税確認承諾書 ・登記事項証明書 ・その他市長が必要と認める書類
---------	---

【別表第3】（第6条関係）

実績報告書 添付書類	<ul style="list-style-type: none">・事業報告書・収支決算書・展示会の冊子、出展写真等の展示状況及び展示製品が把握できる資料・補助対象経費の領収書の写し等、支出を証する書類・その他市長が必要と認める書類
---------------	---

様式第1号（第7条関係）

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

（代表者氏名 ）

年 月 日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助金の名称	
交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
補助金交付決定額			円
補助金の交付申請時に減額した消費税等仕入控除税額 ※1			円
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 ※2			円
補助金返還相当額 （※2の額から※1の額を差し引いた額）			円
添付資料		1 補助金交付決定書の写し 2 補助金確定通知書の写し 3 その他（補助金返還相当額が分かる資料）	